平成２７年（フ）第１５０２号
愛知県津島市中地町３丁目26番地１、住民票上の住所愛知県津島市西愛宕町２丁目66番地
４　第２津島コーポＡ棟403号
債務者　福村　康夫
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０３号
愛知県津島市中地町３丁目26番地１、住民票上の住所愛知県津島市西愛宕町２丁目66番地
４　第２津島コーポＡ棟403号
債務者　福村千代美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０号
長崎県大村市武部町485番地１　ベイビューヒルズ武部Ｂ棟105号、前住所長崎県諫早市高来町里２番地２　下里住宅９棟11号
債務者　山口　安則
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
長崎県諫早市幸町63番17号、前住所長崎県島原市有明町大三東丙648番地５
債務者　石見　敏也
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
長崎県諫早市幸町63番17号、前住所長崎県島原市有明町大三東丙648番地５
債務者　石見　智美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
長崎県大村市植松３丁目635番地５　岡野ハイツ204号
債務者　林　キミ子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
長崎県大村市上諏訪町1265番地８、前住所長崎県諫早市堂崎町４番地５　市住１棟406号
債務者　水本　美樹（旧姓柴田・森谷）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
長崎県大村市協和町764番地　旭ハイツ10号、前住所長崎県大村市宮小路３丁目1989番地
債務者　小宮　明美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
長崎県大村市久原１丁目594番地６　レオパレスくばら駅107号室、前住所長崎県大村市諏訪２丁目16番地　東諏訪住宅Ｅ棟６号
債務者　尾方香桜里
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
鹿児島県指宿市開聞上野1781番地４
債務者　坂元　博行
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２７号
鹿児島県指宿市開聞上野1781番地４
債務者　坂元　昭子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第３０４号
沖縄県豊見城市字宜保194番地４　シャトードールＫ502号
債務者　當山美和子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２７号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台18番５号公住135―507
債務者　赤石　勝浩
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
北海道沙流郡日高町字豊郷70番地の67
債務者　平清水孝之
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市拓勇東町８丁目５番44号　フラップワイズⅡ105
債務者　梶原　洋紀
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５２９号
宮城県黒川郡富谷町富谷字西沢76番地１　サンライズＢ204
債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５８０号
仙台市太白区若葉町15番２号
債務者　八重樫ゆかり
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係